

豊岡市広報改善・情報発信強化業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市広報改善・情報発信強化業務契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名 豊岡市広報改善・情報発信強化業務

(2) 業務の目的

本業務は、現行の市ホームページを中心とした情報発信の課題を整理し、利用者の視点に立った分かりやすい情報提供体制を構築することを目的とする。

あわせて、SNS等を含めた統合的な情報発信の強化を図り、市民及び市外利用者への情報到達性及び利便性の向上を目指す

(3) 業務内容

ア 現状分析

(ア) ホームページ分析

a サイト構造（階層及び導線）の可視化

b コンテンツの棚卸し（重複・不要・未整理の洗い出し）

(イ) SNS運用状況の整理

イ 改善方針の策定

(ア) 情報発信の基本方針

(イ) 情報分類ルール

(ウ) コンテンツ統廃合の方針

ウ ホームページ構造改善提案（中核業務）

(ア) サイト構造（階層設計）の提案

(イ) ナビゲーション設計の提案

(ウ) 分類体系の再設計

(エ) 重複コンテンツ解消案

エ 簡易試作

(ア) 主要分野1分野程度におけるモデル構造図の作成

(イ) 代表ページのワイヤーフレーム作成（1～2ページ程度）

※作成した成果は、今後のサイト設計の標準例として活用することを想定する。

オ 職員支援

(ア) 月1回程度の定例打合せ（最大6回程度）

なお、打合せはオンラインを基本とし、必要に応じて対面で実施できる。

(イ) 軽微な相談対応

SNS運用状況の整理等を含む。

(4) 業務期間 契約日から2027年3月15日まで

3 見積限度額（予算額）

2,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額（予算額）を超過した場合は失格とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「該当業務」という。）における豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 豊岡市入札参加資格制限基準（令和3年豊岡市制定）第2条各号いずれかの資格制限事由に該当する者でないこと及び第3条の規定による資格制限を受けている者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。

6 募集内容

(1) 募集方法

市公式ウェブサイト等を通じて募集

(2) 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 会社概要（様式2）
- (ウ) 実務実績調書（様式3）

イ 提出方法 電子メール

(3) 応募期限及び受付時間

ア 提出期限

2026年7月8日（水）午後4時30分まで

イ 提出先

豊岡市役所市長公室秘書広報課（豊岡市役所3階） 担当：橋本、山田

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL：(0796) 21-9035

FAX：(0796) 24-1004

E-mail：kouhou@city.toyooka.lg.jp

(4) 参加資格審査

応募事業者について、前記5に規定する参加資格の有無を審査する。

ア 参加資格審査結果の通知

全応募者に対し、参加資格の審査結果を2026年7月13日（月）までに電子メールにて通知する。

イ 参加資格審査結果に関する質問

(ア) 参加資格の審査の結果、参加資格を有しないとされた事業者は、その理由について、市に説明を求めることができる。

(イ) (ア)の説明を求めようとする事業者は、2026年7月16日（木）午後4時30分（必着）までに、市に電子メールにより、説明を求めなければならない。

(ウ) 市は、2026年7月22日（水）までに(イ)の質問に対する回答をする。

(5) 質疑・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式4）を次のとおり提出すること。なお、電話、ファクス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 2026年7月7日（火）午後4時30分まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール（提出先：kouhou@city.toyooka.lg.jp）

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「豊岡市広報改善・情報発信強化業務質問書（□□）」

（□□は会社等の名称又は略称）

エ 質疑回答日 2026年7月10日（金）

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(6) 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限 2026年7月15日（水）午後4時30分まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール

エ 提出書類 辞退届（様式5）

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 2026年7月15日（水）午後4時30分まで

(2) 提出先 6(3)イに同じ。

(3) 提出方法 電子メール

(4) 提出書類

ア 業務実施体制各種調書及び企画提案書提出届（様式6）

イ 業務実施体制各種調書及び企画提案書

(ア) 担当技術者調書（様式7）

(イ) 工程表（様式8）

(ウ) 企画提案書（様式任意：A4判、縦型、左綴じ、20ページ以内、要ページ番号

※A3判折込も可、その場合は2ページ分と換算)

(イ) 参考見積書(任意様式)

8 審査概要

(1) 審査委員会

「豊岡市広報改善・情報発信強化業務契約候補者選定委員会(以下「委員会」という。)」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

(ア) 「豊岡市広報改善・情報発信強化業務契約候補者選定委員会委員(以下「委員」という。)」は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は加点方式により行う。

イ 第1次審査(書類審査)

参加資格を満たすと判断された事業者が6事業者以上あった場合、書類審査を行い、各委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位5事業者までを、第2次審査の対象とする。

参加資格を満たすと判断された事業者が5事業者以下の場合、参加資格を満たす全ての事業者を第2次審査の対象とする。

ウ 第1次審査結果通知

(ア) 通知時期 2026年7月21日(火) 予定

(イ) 通知方法 第1次審査通過者に電子メールで通知

エ 第2次審査(プレゼンテーション等による最終審査)

第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行う。

(ア) 開催日 2026年7月29日(水) 予定

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 開催場所 豊岡市役所 会議室3-4、または、オンライン

(ロ) 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。

(ハ) 参加通知 第2次審査への参加通知は7月24日(金)を目途に通知する。

(ニ) その他 プレゼンテーション20分、ヒアリング25分程度を予定している。プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。オンラインを希望する場合は、協議の上、市から通知する。

オ 選定

別に定める審査基準に基づき、第2次審査の採点を第1次審査の採点に加味して契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点と同じ場合は、提案の有効性、提案の妥当性の順に評価点を比較し、評価点が高い者を契約候補者とする。

すべての評価点と同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は、委員長が決定する。

なお、評価点数の満点を100点に換算し、60点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者とししない。

カ 最終審査結果

最終審査結果は、第2次審査参加者全てに2026年7月31日（金）までに書面で通知するとともに市公式ウェブサイトで公表する。

10 日程（予定）

公示	2026年6月24日
質問受付締切	2026年7月7日 午後4時30分まで
質問回答	2026年7月10日
企画提案書等受付締切	2026年7月15日 午後4時30分まで
第1次審査	2026年7月21日
第2次審査	2026年7月29日（予定）
結果通知	2026年7月31日（予定）
契約締結	2026年8月下旬（予定）
業務開始	2026年8月下旬（予定）

11 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

(1) 書類審査（1次審査）

企業提案の評価

審査項目	評価の視点	配点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に対する実施体制、業務に携わるスタッフの経歴は十分か。 作業工程等の提案内容は本業務の遂行にあたって適切か。 	15
業務実績	同種業務及び関連業務の実績を有しているか。	5
導入価格	<ul style="list-style-type: none"> 見積金額は適切か。 仕様書に基づく各業務に係る経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。 	5

(2) プレゼンテーション審査（2次審査）

審査項目	評価の視点	配点
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に記載された業務内容について、具体的な手法が提案されているか。 本業務の目的を理解した内容の提案となっているか。 追加提案がある場合、市の課題感を反映した内容となっているか。 	30
説明内容	説明内容が明快でわかりやすいか。	10
サポート内容	業務全体を通じてサポート体制が整った提案内容となっているか。	15
独自性	他社の提案と比較して、魅力的な独自提案か。	10
質疑応答	回答内容が的確か。	10

12 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

13 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 参考見積書の金額が、「3 見積限度額（予算額）」を超える場合
- (7) 参考見積書の金額と内訳書の金額が一致しない場合
- (8) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

14 契約

- (1) 手続の進め方
契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。
- (2) 仕様等の確定
仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。
- (3) 契約金額
契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。
- (4) 契約書
契約書は、市が準備するものを使用する。

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。

- (3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。
- (4) 「業務実施体制各種調書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、協議のうえ決定するものとする。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (6) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- (7) 企画提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- (8) 参加申込業者に関しては公表しない。
- (9) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (11) 成果品の著作権は本市に帰属する。

16 問合せ先

豊岡市役所市長公室秘書広報課（豊岡市役所3階） 担当：山田、橋本
〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号
TEL：(0796) 21-9035
FAX：(0796) 24-1004
E-mail：kouhou@city.toyooka.lg.jp